

草津市総合計画策定推進委員会の設置について

1. 概要

第6次草津市総合計画基本構想および第1期基本計画の策定に際し、計画案の検討および協議を行うことを目的として設置しておりました「草津市総合計画策定委員会」は、設置目的の達成に伴い、令和2年度末をもって廃止されており、令和3年度から新たに計画の推進を目的として「草津市総合計画推進委員会」を設置し、課題整理や施策評価による計画の進捗管理を行ってきたところです。

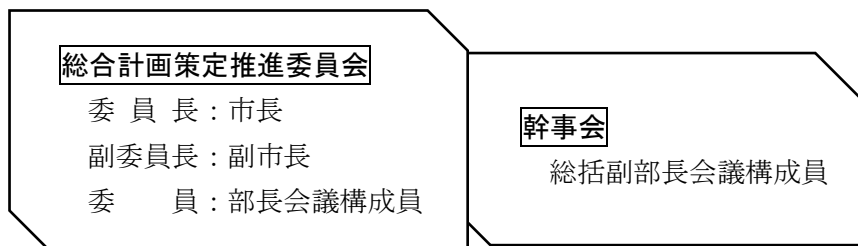
今般、第2期基本計画の策定に際しては、毎年の各部局の組織目標・課題整理と施策評価、計画策定時の総括評価、計画の策定を同じ委員会で取り扱うことで、より連続性・継続性のある議論ができ、PDCAサイクルの確実な推進につながることから、計画案の検討・協議から課題の整理、施策評価等による進捗管理までの一連のサイクルをもって計画の推進を図るべく、総合計画策定推進委員会を設置し、以下のとおり「草津市総合計画推進委員会設置要綱」を改正するものです。

新 要 綱 (案)	旧 要 綱
<p><u>草津市総合計画策定推進委員会設置要綱</u> (設置)</p> <p>第1条 草津市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に向けた計画案の検討および協議ならびに総合計画の推進のため、<u>草津市総合計画策定推進委員会</u>(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>総合計画の計画案の検討および協議に関すること。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>その他総合計画の策定および推進のために必要な事項</u></p>	<p><u>草津市総合計画推進委員会設置要綱</u> (設置)</p> <p>第1条 草津市総合計画(以下「総合計画」という。)を推進するため、<u>草津市総合計画推進委員会</u>(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>その他総合計画の推進に関すること。</u></p>

※総合計画策定委員会は、令和3年4月1日付けで廃止済み。

2. 組織構成

草津市総合計画策定推進委員会



幹事会

草津市総合計画の計画案の検討および協議等、総合計画策定推進委員会に提出する案件についての調整等を行います。